

第7章

タイの憲法裁判制度の展開と現状

はじめに

法律や国家機関の行為等の憲法適合性を審査する憲法裁判ないしは違憲審査制は、通常裁判所（特に最高裁判所）が行なうか、通常裁判所に属しない憲法裁判所が行なうかによって、大きく二つに分けることができる。前者は、アメリカ型の違憲審査制であり、後者はヨーロッパ諸国の多くで採用される欧州型憲法裁判または大陸法型違憲審査制と呼ばれる⁽¹⁾。

憲法訴訟はアメリカで生まれた制度であるが、議会中心主義の考え方方が強かった欧洲ではアメリカ型の違憲審査は受け入れられなかつた。欧州型の憲法裁判所は、法学者ケルゼンの提案に基づく1920年のオーストリアおよびチェコスロバキアの憲法裁判所を嚆矢とするが、広く欧州諸国で憲法裁判所が導入されるのは第二次世界大戦以降のことである。現在ではロシア・東欧諸国を含むほとんどの欧州諸国が憲法裁判所を採用しているほか、ヨーロッパ以外の地域でも体制移行、民主化を契機に憲法裁判所を設置する国は多い⁽²⁾。東アジア地域についてみると、本章で扱うタイのほか、韓国⁽³⁾、モンゴル⁽⁴⁾、カンボジア⁽⁵⁾、インドネシア⁽⁶⁾が欧州型の憲法裁判所を採用している。

憲法裁判所は、「憲法争訟に関して特別かつ排他的に管轄権を与える目的

で設置された、通常裁判機関に属さず、それからも他の公権力からも独立した裁判機関」⁽⁷⁾と定義される。一般に憲法裁判所に共通してみられる属性あるいは憲法裁判所が備えるべき性質として次のようなものがあげられている⁽⁸⁾。(1)憲法により組織、作用、権限が定められ、憲法裁判所がコントロールを及ぼす国家機関からの攻撃を受けないことが保障されていること。(2)憲法裁判権の独占。憲法裁判所だけが判決を下すことのできる憲法訴訟の内容は国によって異なるが、法律・条約など国家の基本的行為の統制は本質的なものとして憲法裁判所に留保されなければならない。(3)政治機関による非職業的裁判官の任命。憲法裁判所裁判官は、職業裁判官によって構成されるのではなく、法学教授、弁護士、公務員や非法律家からの任命が行なわれる。欧州諸国では政党の関与が制度化される一方で、独立性の高い大学教授の比率が高いことが指摘されている。(4)真の意味で裁判所であること。その決定について既判力が認められ、無効決定に対世的効力が認められなければならぬ。(5)通常裁判機関に属さないこと⁽⁹⁾。

憲法裁判所にも広いヴァリエーションがある。例えば、ドイツの連邦憲法裁判所は、連邦議会および連邦参議院によって半数ずつ選出される 16 人の裁判官で構成されるが、その内訳は、6 人が連邦の五つの最上級裁判所（連邦通常裁判所、連邦行政裁判所、連邦税務裁判所、連邦労働裁判所、連邦社会裁判所）の裁判官から選出され、残りの 10 人は司法官としての資格を有する者、具体的には司法試験に合格した政治家、大学教授などが選ばれる⁽¹⁰⁾。他方、フランスの憲法院は、法上当然に裁判官となる大統領経験者のほか、9 人の裁判官で構成されるが、大統領、元老院議長、国民議會議長がそれぞれ 3 名ずつ任命する⁽¹¹⁾。

憲法裁判所の任務については、法律等について合憲性を判断する合憲性統制（法律案などに関する抽象的統制と通常裁判所が付託する具体的統制）が中心的な役割であると考えられている。特にドイツでは公権力によって自己の基本権を侵害された私人が直接憲法裁判所に申立てを行なうことのできる憲法異議の制度が認められており、韓国もこの制度を採用している。また、憲法

裁判所の権限はこうした法律等の合憲性統制に限られず、選挙裁判所⁽¹²⁾、権限裁判所⁽¹³⁾、弾劾裁判所⁽¹⁴⁾といった機能が与えられる場合も多い。

タイの政治改革を推進するための中核的なメカニズムとして1997年タイ王国憲法によって新設された憲法裁判所⁽¹⁵⁾は、通常裁判所から完全に独立した裁判所であり、欧州型の憲法裁判所に分類される。憲法裁判所は、98年から活動を開始し、2002年末までに下した裁定の数は167件⁽¹⁶⁾になる。2001年8月のタクシン首相の資産公開虚偽申告事件⁽¹⁷⁾での無罪判決は多くの批判をまねいたが、1997年憲法の具体化に向けた重要な役割を担っていると言えよう。

タイにとって憲法裁判はまったく新しい概念ではなく、1946年憲法以来、憲法裁判機関として「憲法裁判委員会」⁽¹⁸⁾が設置されてきた。憲法裁判委員会は、欧州型の憲法裁判所と類似した組織、権限をもち、法律等の抽象的および具体的な違憲審査を行なってきたが、その活動はかならずしも活発なものではなかった。さらに、政治改革（民主化）の起点となった92年5月流血事件の際に出された恩赦の合憲性をめぐる事件では、委員会の審査・監督機能が実効的でないことを露呈しただけでなく、同事件の真相究明、責任追及を曖昧なままにしようとする動きを容認したことの責任は重いといえよう。

従来の憲法裁判委員会がどのような性質を有し、どのような問題点を有していたのか。政治改革のなかで憲法裁判所はどのような観点から導入され、具体的にどのような活動を行なっているのか。そして、憲法裁判所の出現によってタイの政治過程はどのように変化したのであろうか。こうした疑問に答えることが本章の課題である。

第I節は、タイの憲法裁判委員会について検討を行なう。憲法裁判委員会制度はどのような組織および権限を有していたのか。同委員会制度がタイにおいて創設された理由は何であったのか。実際に憲法裁判委員会制度はどのように機能し、あるいは機能しなかったかを考察する。

第II節は、1997年憲法による憲法裁判所の組織、権限等を整理する。憲法裁判所は今なお先例と慣行を確立していく段階にあるが、ここでは予備的

な考察として事件数の統計を見ながらその活動状況をレビューする。

I タイの憲法裁判委員会⁽¹⁹⁾

本節では、憲法裁判委員会制度が導入された背景を検討した後、各憲法における憲法裁判委員会の組織・権限の比較検討を行ない、さらに憲法裁判委員会制度の問題性を示す事件として1992年の恩赦を与える緊急勅令について裁定の内容とそれに対する批判を紹介する。

1. 憲法裁判委員会導入の背景——1946年最高裁判決と憲法解釈権論争

1932年6月の立憲革命によってタイは絶対君主制から立憲君主制へと移行した。立憲革命時に暫定的な統治の枠組みを定めたサヤーム暫定統治憲章は、「人民委員会の命令若しくは規則に違反するもの、又は憲章が許可しない行為はこれを無効とする」(第31条第2項)と定め、最高法規性が認められていたが、憲法解釈について規定しなかった。同年12月に制定された1932年サヤーム王国憲法においては、憲法第62条は、「人民代表議会は、この憲法解釈について絶対的権利を有する」と定めた、議会中心主義に依拠し憲法解釈権が議会にあるという立場を明確に示したが、その具体的な行使の方法について定めがなかった。

こうした状況において、1946年の最高裁判決は、最高裁判所が法令の違憲審査権を有することを自ら確認したものであるが、この判決は議会の憲法解釈権を侵害するものとして議会の強い反発を受け、憲法裁判委員会制度が創設される原因となった⁽²⁰⁾。

立憲革命を行なった人民党のメンバーであり、1930年代後半から国家主義的な統治を行なったピブーン・ソンクラームは、第二次世界大戦期に首相として対日協力を行なった。戦後、タイは敗戦国となることを免れたが、45

年に制定された戦争犯罪法に基づき、対日協力を行なったピブーンなどが戦犯として訴追された。最高裁は、戦争犯罪法はその施行日より前に適用する場合には事後法として無効であると判示し、無罪判決を下した（最高裁判決1/2489）。判決の要旨は以下のとおりである。

(1)判決は、人民代表議会の憲法解釈権を定めた憲法第62条の規定にもかかわらず、裁判所がなお憲法を解釈する権利を有するかどうかをまず検討する。第58条が、裁判所だけが国王の名においてすべての事件の審理および裁判を行なう権限を有すると定めること、および法律の解釈なしに法律を適用できないことから、裁判所は憲法についても解釈権を有するとする。

(2)次に第62条の規定について検討し、議会のみが法律解釈権を有するとなっていないことから、裁判所の憲法解釈権を制限する規定であるとは解せないとし、裁判所がなお憲法解釈を行なうことができるとする。

(3)人権保障に関する憲法第14条⁽²¹⁾には明示の規定はないが、同条には行為の自由が含まれる。同条が定める法律による制限について事後法を含めることは憲法による保障の意味を失う（例 刑事法第7条による事後法の禁止）。事後法は憲法第14条に違反する。戦争犯罪法はその施行日より前に適用する限りにおいて第14条に違反するから、憲法第61条（憲法に違反したまたは抵触する規定は無効）に従って無効となる。

(4)第61条の規定が法律の無効を宣言する機関を定めていないにもかかわらず、裁判所が無効を宣言することのできる理由として、次の三つの事由をあげる。第1に、何が法であるかを判断することは裁判所の権限であり、そうでないならば法を適用できるか否か判断できないし、事件を審理・裁判することができない。第2に、三権分立から司法、行政、立法は相互に監視統制を行なうのであり、議会が憲法に反する法律を制定するときは裁判所はその違憲性を示すことができる。第3に、裁判所がかかる権限をもたないと解すると、第61条の規定は意味がなくなる。法律を制定した議会にその無効を宣言させることはできないし、行政は法について裁

定するものではない。裁判所は、権利自由の侵害について人民の申立てに対して正義を与える機関である。裁判所は、立法府の仕事について介入して裁定を行なう意図はないが、法律が自由を制限し、それが憲法に反する本件のような場合には回避する途がない⁽²²⁾。

この判決は、議会の強い反発をまねくこととなった。ある議員の動議に基づき、この問題を検討するため、元司法大臣、元最高裁長官および有識者の計7人で構成される特別委員会が議会に設置された。同委員会の報告書は、憲法解釈が議会の絶対的権限であることを確認するとともに、裁判所を含む他の機関に権限が帰属するか否かを問う余地はもうないと結論した。

こうした議論を背景に、最高裁判決から数カ月後に採択された1946年憲法では、独特の制度である憲法裁判委員会が導入され、憲法裁判委員会と議会がそれぞれ憲法解釈権を行使することを認めた。第86条は、憲法裁判委員会による違憲審査に関する第88条の規定を条件として、国会が憲法解釈に関する絶対的権利を有すること、およびその議決は両院の議員総数の半数以上の票数がなければならないと定めた（第86条）。

他方、憲法裁判委員会は、国会によって任命される委員長1人と他の14人の有識者で構成された。下院議員が任期満了または解散によって選挙されるごとに憲法裁判委員会も任命すると定められた（第89条）。これは憲法裁判委員会による審査が議会の解釈権の行使の延長線上に捉えられていることを示しているが、後述するように、その後の憲法においても引き継がれ、委員会が独立かつ継続的に活動するための障害となつた。

憲法裁判委員会は、法律の具体的審査だけが認められた。すなわち、裁判所がある事件に適用すべき法律が憲法に違反した場合は抵触すると認めるとときは、当該事件の審理を停止し、審査および裁定のため、かかる意見を憲法裁判委員会に付託するとした。委員会が、当該規定が憲法に違反した場合は抵触すると裁定したときは、裁判所は当該規定を適用することができない。委員会の裁定は終局的で、裁判所はそれに従わなければならぬ。この裁定はすべての事件に適用されるとされ、対世的効力を認められた（第88条）。

欧州諸国における戦後の憲法裁判所の発展が、第二次世界大戦期の（特に議会による）人権侵害の反省に基づくものであったのに対して、タイでの憲法裁判の導入は、最高裁判所によるアメリカ型の違憲審査權行使の試みを議会への干渉と捉え、それを明確に排除することに主眼があったと言える。

なお、類似の制度として、フランスで憲法院が設置される前に存在した憲法委員会（Comite Constitutionnel）⁽²³⁾や、韓国で民主化以前の諸憲法で採用された憲法委員会⁽²⁴⁾があるが、タイの制度との比較は今後の課題としたい。

2. 憲法裁判委員会の組織・権限

(1) 議会との関係

クーデタによる憲法の廃止が頻繁に行なわれたタイでは、1932年立憲革命の際に制定されたサヤーム王国暫定統治憲章から現行の1997年タイ王国憲法まで実に15の憲法典がある。このうちクーデタ直後に制定される憲法（統治憲章という名称が多い）では、暫定的な統治構造を定めるだけで憲法裁判委員会はおかれていらない。憲法裁判委員会をおいているのは、(1)1946年憲法、(2)1949年憲法、(3)1952年憲法、(4)1968年憲法、(5)1974年憲法、(6)1978年憲法、(7)1991年憲法である。

タイにおける憲法裁判の歴史的展開は次の4段階に分けて説明されることが多い⁽²⁵⁾。第1は、憲法裁判機関を特に設置せず、人民代表議会⁽²⁶⁾のみに憲法解釈権を認めた1932年サヤーム王国憲法の立場である。第2は、下院および憲法裁判委員会の双方に憲法解釈権を認めた時期で、憲法裁判委員会を初めて設置した1946年憲法とその後の諸憲法が採用した立場である。第3は、憲法裁判委員会だけが憲法解釈権を有する時期であり、1991年憲法の立場である。第4は、現行の憲法裁判所制度である。

各憲法における憲法裁判委員会の構成、権限を一覧にしたもののが、表1である。

まず、議会の憲法解釈権との関係を見てみよう。上述の1946年憲法から

表1 タイの憲法裁判委員会の構成および権限の変遷

憲法 員数	構成	任期	(a) 具体審査	(b) 議員地位	(c) 法律案	(d) 撤回法案	(e) 緊急勅令	(f) 裁判管轄	(g) 議事規則	(h) 憲法解釈
1946年 憲法	15 国会が任命する有識者 15人 [89]	下院に 同じ	○ [88]		-	-	-	-	-	国会 [86]
1949年 憲法	9 上院議長（委員長），下院議長，最高裁 長官，控訴裁長官，検察局長，法律有 識者 4人（国会が任命） [168-172]	下院に 同じ	○ [179]	○ [81]	-	-	-	-	-	国会 [177]
1952年 憲法	6 最高裁長官（委員長），控訴裁長官，檢 察局長，有識者 3人（人民代表議會が 任命） [106-110]	国会に 同じ	○ [114]	-	-	-	-	-	-	国会 [112]
1968年 憲法	9 上院議長（委員長），下院議長，最高裁 長官，控訴裁長官，検察局長，法律有 識者 4人（国会が任命） [164-168] 人選出。国王が任命） [218-223]	下院に 同じ	○ [175]	○ [77]	-	-	-	-	-	国会 [173]
1974年 憲法	9 有識者（内閣，国会，司法委員会が各 3 人選出。国王が任命） [164-168]	下院に 同じ	○ [225]	○* [105] [188]	○ [224]	○ [151]	-	○ [213]	-	国会 [163]
1978年 憲法	7 国会議長（委員長），最高裁長官，検察 局長，有識者 4人（国会が任命） [184- 189]	下院に 同じ	○ [191]	○* [81] [155]	○ [190]	○ [130②]	-	○ [179]	-	国会 [141]
1991年 憲法	10 国会議長，上院議長，最高裁長官，檢 察局長，有識者 6人（上院・下院が各 3 人任命：法律学 政治学） [200-204]	4 年	○ [206]	○* [97] [173]	○ [205]	○ [149]	○ [176]	○ [175/5]	○ [159/2]	委員 [207]

(注) 各項目の内容

- (a) 具体的審査（通常裁判所が付託）
- (b) 議員の地位終了の審査。*は大臣の地位終了に準用。
- (c) 法律案の抽象的審査（国会が承認した裁可前の法律案。議員または首相が付託）
- (d) 撤回すべき法律案と同一または類似の原則を含む法律であるか否かの審査。
- (e) 緊急勅令の審査
- (f) 裁判所間の権限に関する問題
- (g) 国会・両院議事規則の審査
- (h) 憲法解釈権（1978年憲法までは議会の権限）
内務省検察局は1991年に最高検察に独立。検察局長は検事総長。1952年憲法は一院制議会（人民代表議会）。〔 〕内は関連条文。
(出所) 缶作成。

1978年憲法は、憲法裁判委員会を設置し、法律の具体的統制を行なわせる一方で、議会にも憲法解釈権を認めた。憲法裁判委員会の有識者委員は国会によって任命されたほか、下院の任期満了や解散によって当然に憲法裁判官の任期が終了するものとした。司法裁判所の裁判官が国王によって任命され、国王の名において裁判を行なうのに対して、憲法裁判官は国会等によって任命され、またその裁定も国王の名において行なうものではなかった。

他方、その後の憲法では、議会の憲法解釈権について、「活動範囲内について」(1949年憲法)あるいは議会の「権限職務に関する」(1974年憲法)という文言が加えられ、議会の憲法解釈権についてしだいに制限が加えられるようになった。権威主義政治という状況において議会への制限が加えられただけでなく、憲法解釈権を憲法裁判機関へと移譲していこうとする考え方が強まったものと考えられるが、この点については今後の課題としたい。最終的に1991年憲法では下院の憲法解釈権限を定めず、憲法裁判委員会のみが憲法解釈権を有することとした。1991年憲法は、憲法裁判官の任期についても、下院の任期満了や解散とは関係なく任期4年に定められた。

(2) 委員会の構成

表からわかるように、憲法裁判委員会の構成は各憲法によって異なっている。

第1の論点は、職務上の委員を認めるか否かである。職務上の委員をおかないのは、憲法裁判委員会を最初に導入した1946年憲法と1970年代の民主化期に制定された1974年憲法である。1946年憲法では、国会が任命する有識者15人で構成された。1974年憲法も有識者のみで構成するとしたが、内閣、国会、司法委員会(司法裁判所)がそれぞれ委員を選出する方式をとった。

その他の憲法においては、憲法裁判委員会は職務上の委員と有識者委員によって構成される。有識者委員の任命はいずれも議会によるが、国会(両院合同会議)が任命するもの(1949年、52年、68年)と、下院が任命するもの

(1978年憲法), 上院, 下院がそれぞれ任命するもの(91年)に分かれる。有識者の資格要件については, 法律分野の有識者とするものと単に有識者とするものがあるが, 後者は法律家以外の専門家を入れるためにある。1991年憲法は当初法律学と定めていたが, 95年改正で政治学・法律学の有識者とした。

もう一つの論点は, 職務上の委員の範囲である。最初に職務上の委員をおいた1949年憲法では, 最高裁長官, 控訴裁判所長官, 檢察局長, 上院議長, 下院議長が職務上の委員となると定めた。その後の憲法では, 最高裁長官, 檢察局長(検事総長)⁽²⁷⁾は共通しているが, 控訴裁判所長官は1978年憲法以降は委員に含められていない。また, 両院議長を含むか, 上院議長のみであるか否かも異なる。

(3) 憲法裁判委員会の構成をめぐる議論——1978年憲法起草作業を例として

それでは, 憲法裁判委員会の構成はどのような視点から決定してきたのであろうか。ここではその手がかりとして, 1978年憲法の起草委員会における議論を見てみよう⁽²⁸⁾。

同委員会では, 憲法裁判委員会の構成について, 1968年憲法が定める職務上の委員を含めるタイプと1974年憲法で導入された三権がそれぞれ有識者を任命するタイプのいずれを採用するかが論点となった。起草委員会の多数意見は1974年憲法の規定は原則としては適切であるが, 実務では原則どおりにはいかないとする。そのような任命は政治的利害が大きく自分たちの仲間を選出することになるので, 選ばれた者が十分な資質をもたないことがあり得る。これに対して1968年憲法は実務ではより厳密であるし, また委員の大半は職務上の委員であり, 職務上すでに資質を有しているとした。

第2は, 有識者の資格要件の問題である。ある見解は, 法律分野の有識者のみを任命するのは不十分であるとした。憲法裁判委員会の任務の状況を勘案するならば, 対象となる法律は政治学にも関わり, 公法の問題もあり, 法

律分野の有識者に限定すべきではない。このような主張が採用されて、1978年憲法では法律分野という要件が削除された。

第3の問題は、職務上の委員の範囲である。これに関して起草委員の意見は分かれた。第1の見解は、憲法裁判委員会の職務は、法律が憲法に違反しているかどうか、審査・裁定することにあるから、裁定を行なうについて独立でなければならず、政治的影響力の下にあるべきではない。したがって、両院議長を委員とすることは不適切である。下院議長は政党の支持によって選ばれるのであり、けっしてその者が公平であるから選ばれるわけではない。また、両院議長は法律の制定に関与しているから、利害関係者を裁定人とするようなものである。両院議長を削除し、代わりに国会に代表を選出させるべきである、とした。これに対して別の見解は、憲法裁判委員会の役割は法律の合憲性審査に限られるわけではなく、裁判所間の権限問題や議員の資格喪失の審査なども含み、政治学的な知識を有する者も必要である。職務上の委員をおかず議会に選出されるべきである。職務上の委員をおくと定めることは拘束的であり、特に司法府に干渉させすぎであるとした。

これらの意見は、国会に選出させるべきであるとする点では共通しているが、委員会の性格についてより裁判所に近づけようとする意見と反対に政治的問題への対応をも重視する立場があったことを示している。

起草委員会でのもう一つ注目すべき議論は、三権の均衡を求めた主張に関するものであった。ある委員は、立法府、司法府からそれぞれ2人ずつ代表が参加しているのに対して、行政府からは1人検察局長だけが入っているにすぎないから、軍の軍法局（クロム・プラタンマーン）代表も参加させるべきであると主張した。これに対して、そのような考えをとれば他の重要な機関、例えば法制委員会事務総長や今後設立されうる行政裁判所裁判官も入るべきであるということになり、それによって憲法裁判委員会の人数が増え、困難が生じる、という反対意見が出された。結局、委員会では立法府、行政府、司法府から職務上の委員は各1人とし、また訴訟に關係する案件が多いことから訴訟の専門家である検察局長が行政府の代表となるとした。

以上の議論は、軍側の憲法裁判委員会への関与を強めたいという意向に対して、三権の均衡や専門性を理由に押しとどめたものと考えられるが、同時に憲法裁判委員会の中立性の内容として三権の調整が重視されていたことを示唆している。

(4) 憲法裁判委員会の権限

一般に憲法裁判所の権限は、法律等の違憲審査とそれ以外の権能に分けることができ、タイの憲法裁判委員会についてもこのような分類があてはまる。法律等の違憲審査は、具体的審査と抽象的審査に分かれる。タイの場合、具体的審査は、通常裁判所における事件の審理裁判において適用すべき法律の合憲性が争点となったとき、裁判所における手続きを中止し、当該法律の合憲性の審査を憲法裁判委員会に付託するものである。これに対して、抽象的審査は、個別の事件を前提としないで合憲性を審査するものである。タイでは、議会が承認した法律案が国王の裁可を受ける前にその合憲性を審査する法律案の抽象的審査権が、1974年憲法において初めて認められた。

法律案以外の違憲審査は、撤回された法律案との同一性の審査、緊急勅令、国会議事規則の審査が導入された。法律等の違憲審査制以外の権限についても、1974年憲法以降、増加してきた。例えば1949年憲法は、国会議員について資格要件の喪失などを理由として議員たる地位が終了したことについて審査する権限を憲法裁判所に与えた。この規定は、1974年憲法以降、大臣にも準用された。

1974年憲法は裁判所間で管轄権に関する問題が生じた場合に憲法裁判委員会が裁定することとした⁽²⁹⁾。また、1991年憲法では、議会の憲法解釈権が削除され、それに代わり憲法裁判委員会に内閣、国会、上院または下院が付託する問題について憲法解釈を行なう権限が与えられた。個々の権限の内容については、後述する憲法裁判所の権限を参照。

3. 憲法裁判委員会の評価

以上、憲法裁判委員会の構成、権限を概観してきたが、はたしてこの制度はどの程度機能してきたのであろうか。1946年憲法から1991年憲法の下で14組の憲法裁判委員会が組織され、13の裁定を行なった（1946-73年：6件、1974-91年：7件）⁽³⁰⁾。このうち違憲判断を行なったのは5件である。その活動が約50年間にわたったことを考えると、憲法裁判委員会制度が法の発展に果たした役割はきわめて乏しいと言わざるを得ない⁽³¹⁾。憲法裁判委員会の問題点として次のような点があげられる⁽³²⁾。

第1に、憲法裁判委員会が常設的な機関ではなかったことである。特に憲法裁判委員の任期は、下院議員の任期満了や解散に左右され、総選挙のたびに憲法裁判委員会も更新された。このため、職務遂行に関する継続性がなかった。とりわけ政治が安定しない時期においては、憲法裁判委員会も頻繁に交代することとなる。こうした状況は、憲法解釈に関する知識・理解の蓄積・発展を阻害した。

第2に、従来は有識者委員の選出について、法律学・政治学有識者と定めるのみで、具体的な基準・手続きが定められておらず、実行では政党その他の利益集団間の利害関係に従った任命を行なうことに対して何の制約にもならなかった。また、職務上の委員に関する問題点としては、職務上の委員はすでに選出機関の主張を代弁する立場にあり独立ではないことがある。かつての検察局長も内務大臣の下にあり独立の立場ではなかった。委員として最高裁長官や検事総長を含めることによっても、政治機関たる性格を変えるものではなかった。また、最高裁長官や検事総長はすでに重要な権限職務を有しているから、役割ないしは権限職務が相反することもあり得えた。委員として最高裁長官や検事総長を加えることが憲法裁判委員会の専門性を担保するものとはならなかった。

憲法裁判委員会を「政治機関」とするか、「裁判機関」に近づけようす

るか議論があったが、そうした憲法起草者の意図は何であれ、結局のところ有識者と政治家（特に下院、上院議長）が参加する混合的な性格は、これまで良い成果をあげてこなかった。

4. 1992年恩赦緊急勅令事件

憲法裁判委員会の構造の特質や問題点を見てきたが、次に政治改革論争のなかで憲法裁判所構想はどのように議論されてきたかを見てみることとする。

ここでまず取り上げるのは、1992年5月流血事件直後に制定された恩赦を与える緊急勅令について、合憲と認定した憲法裁判委員会の裁定およびそれに対する批判を紹介する。この事件は、憲法裁判委員会が実効的に審査・監督を行なえないことを明らかにしただけでなく、同事件の真相究明・責任追及を曖昧なままに終わらせるに結果的に加担した点でより責任の重いものであったと言える。当然のことながらこの裁定は多くの批判を浴びたが、手続き的側面に着眼したアモン教授の批判⁽³³⁾によりながら、同裁定の提起する問題点を見ていくこととする。

(1) 事実の概要

軍が反政府デモに発砲した1992年5月流血事件は、スチンダー・クラープラユーン首相と民主化運動側の代表チャムロンが国王に拝謁し、国王の斡旋によって事態は収束した。事件後、スチンダー内閣は退陣し、9月総選挙までアナーン・パンヤラチューンが首相となった。問題の緊急勅令はスチンダー内閣によってその退陣前の92年5月23日に出されたものである。

「1992年5月17日から92年5月21日の間の集会に関連して罪を犯した者に対する恩赦の緊急勅令」（副署者はスチンダー首相）は、かかる期間に行なわれた集会に関する者のすべての行為は、その地位が主犯、帮助者、使用者または被使用者であるかにかかわらず、かかる行為が法律に反する場合であっても、行為者は罪および責任を完全に免除される、という内容であつ

た。

この緊急勅令（恩赦）が問題とされたのは、第1に、恩赦がデモ参加者（流血事件では多くの市民が逮捕された）だけでなく、発砲に関与した軍人、公務員にも及んだこと。第2に、この緊急勅令が通常のように閣議で了承されたのではなく、閣内にも恩赦に関して反対意見があったことから、各大臣への回状によって了承をとりつけたものであった。このため手続き面での違憲性が疑われた。

この緊急勅令に関して、3度にわたって憲法裁判委員会の裁定が求められた。争点は、この緊急勅令が1991年憲法の定める緊急勅令の要件を満たしているかであった。当時の1991年憲法（改正前）第172条の関係部分は次のとおりである。

第172条 国の安全、公共の安全または国の経済的安定を保全し、および公共の危難を回避するため有益である場合には、国王は緊急勅令を制定し法律と同様に適用することができる。

②前項の緊急勅令の制定は、内閣が回避し得ない急を要する緊急事態と認めたときにのみ行なうことができる。

③（中略）下院が承認しないとき、または下院が承認し上院が否決し、下院の承認の賛成票が下院の現有議員総数の過半数を超えないときは、当該緊急勅令は失効する。但し、これは当該緊急勅令の適用期間に行なった事項に影響を与えない。

（後略）

第173条 上院または下院が第172条第3項に従って緊急勅令の承認をする前に、各院の現有議員総数の5分の1以上の上院議員または下院議員は、自己が議員である議員の議長に対して、当該緊急勅令が第172条第1項に従っていないとする意見を連名で提出する権利を有し、かかる意見を受理した議院の議長は当該意見をその裁定のため憲法裁判委員会に送付する。（後略）

（下線は筆者）

(2) 第1, 第2の裁定

最初の申立ては、緊急勅令の制定から間もない5月25日に提出された。チャワリット・ヨンチャイユット議員を代表とする国会議員140人は、かかる緊急勅令の制定は憲法第172条に定める「回避し得ない急を要する緊急事態」にはあたらないと主張し、憲法裁判委員会に対して緊急勅令の合憲性の審査を求めた。

1992年6月3日付の裁定(1/2535)は、第172条は国の安全等のため有益な場合について規定する第1項と、「回避し得ない急を要する非常事態」と内閣が認める場合に緊急勅令を制定する権限に関わる第2項に分かれる。第173条により審査が認められるのは、緊急勅令が第172条第1項に従っていない場合にのみで、第172条第2項に基づき請求する権利がない、として実体的な判断に入ることなく、申立てを退けた⁽³⁴⁾。

そこで、チャワリットを代表とする下院議員154人は6月9日付で、かかる緊急勅令が第172条第1項に違反するとの申立てをあらためて行なった。

7月22日付裁定(2/2535)は、当該緊急勅令の制定は、かかる平穏を害する事態を速やかに解消し、タイ人民の間の連帯を生じさせ、民族・国家にさらなる損害を生じさせないためのものである。したがって、緊急勅令の制定は第172条第1項に定める公共の危難を回避するものであると判断した。また、申立人を主張した緊急勅令に関する閣議決定が、閣議を招集する代わりに回状によって行なわれた点については、第172条第2項の問題であり審査権限がないと判示した。この裁定は終局的である。

この裁定に対してアモン教授は次のような批判をしている。裁定において申立人が主張した事実が採用されていない一方で、申立人が提出した文書にはない事実認定がされているが、どのようにしてそれを認定したのか明らかにされていない。法律の解釈についてもその根拠、論理が示されていないなど「裁定機関」としてなされるべき作業が行なわれていない。緊急勅令の合憲性に関しては、緊急勅令が出された時期を検討することなく、抽象的に

「国の安全等の利益」の存在を認定しているが、すでに外出禁止令が解除された状況において緊急勅令の妥当性は疑問。緊急勅令が正規の閣議で承認されなかつた点について、閣議を開催しないで決定した緊急勅令は憲法に違反する。また、委員会が第172条第2項の問題として判断を回避した点についても根拠が示されていないとした。

(3) 第3の裁定

上記の緊急勅令について1992年10月10日に国会は不承認を決議し、同緊急勅令は失効した。そこで、緊急勅令の失効が「緊急勅令の適用中に行なつた事項」に影響しないという規定の適用範囲が問題となつた。

10月28日にチュワン内閣は1991年憲法第207条に基づき、憲法第172条の解釈を求める5項目からなる請求を憲法裁判委員会に対して行なつた。ポイントは、(1)第173条第3項の「緊急勅令の適用中に行なつた事項」の意味、(2)緊急勅令による恩赦は「事項」に該当するのか。(3)逮捕状、召喚状等の発出、不起訴決定などへの効果であった。

11月9日付の憲法裁判委員会裁定(3/2535)は、まず第172条第3項の「緊急勅令の適用中に行なわれた事項」の意味について、当該緊急勅令の施行の日から緊急勅令の不承認までの間において発生し、保有したまたは受け取った、緊急勅令の規定または行為から生じた効果であるか、利益その他のものであるかを問わず、当該緊急勅令の規定の執行に関連する諸事項を意味する、と定義した。そして、本件において「緊急勅令の適用中に行なわれた事項」は、「罪および責任の完全な免除」であるとし、失効したはずの恩赦の効力を全面的に認める判断を示した。

この裁定についてアモン教授は、委員会が結論にいたつた理由を示していないほか、憲法の条文、憲法の趣旨、法原則を援用していないし、委員会の解釈方向を支持するための例も援用していないことを批判する。

また、恩赦は法律の規定から生じた緊急勅令の直接効果であり法律の目的そのものであつて、「緊急勅令適用中に行なつた事項」ではない。もし、法

律の規定の直接効果を「事項」に含めるならば、下院に緊急勅令を許可するか否かの権限を与える憲法規定をすべての場合において効果のないものとする。なぜならばすべての事案に関して緊急勅令は影響を受けない「事項」となってしまうからである。下院に権限を付与する憲法規定を無効とする解釈は、法律解釈の原則、および当該条文を定めた憲法の趣旨に反する。

上記の事件で、アモン教授の批判は、緊急勅令を合憲とした結論自体に対する批判とともに、そうした結論にいたるまでの事実認定、論理の不透明さ、恣意性を問題にするものであった。憲法裁判所の組織や権限に加えて、こうした側面が憲法裁判制度が実効的なものとなるための不可欠の要素であることが明らかにされたと言えよう。

II タイの憲法裁判所の組織・権限

以上見てきたように、これまでの諸憲法で採用されていた憲法裁判委員会は、裁判官の独立性や活動の継続性・効率性の問題を抱えていた。特に1992年の恩赦事件における憲法裁判委員会の裁定は、不当な恩赦に承認を与え、その後の責任追及の可能性を奪うものとなった。技術的な問題としても、事実認定、論理が明確にされないなど裁定機関としての資質への疑問も浮かびあがってきた。こうした反省をふまえて、政治改革においては「裁判所」としての「憲法裁判所」が構想され、1997年憲法において実現した。ここでは政治改革期における憲法裁判所に関する提案を概観した後、現行憲法における組織、権限を概観することとする。

1. 制度改革論議における憲法裁判所構想

政治改革期における憲法裁判所をめぐる議論を示しているのは1994年に国会に設置された民主主義発展委員会の報告書『政治改革のための思考枠組

み提案』であろう。同委員会では議論の基礎として学者による15のレポートが準備されたが、憲法裁判所に関しては、ドイツ公法の専門家であるカモンチャイ・ラッタナサカーウォン氏（チュラロンコーン大学法学部）が『憲法裁判所及び憲法事件訴訟法』を提出している。

カモンチャイ論文は次のように述べている。立法院または執行府に干渉権を与えないため、国王の名において法律に従って事件の裁定を行なう独立の機関でなければならない。そのため、独立を担保するため自前の事務局、運営、予算が必要である。憲法が基本的人権に関する規定に直接適用効力を認めるならば、憲法上の人民の権利の保護および救済はより実効的なものとなり、憲法訴訟の数も多くなるにちがいない。憲法裁判所の裁判官は職業裁判官であり、公法上の知識・専門性と経験を有さなければならぬ。したがって、司法裁判所の裁判官試験による選出とは別のものでなければならない。憲法裁判所選出委員会を設置し、委員会が提案する有識者のなかから下院を選考者とするのが、民主制にかなった方法である。選出委員会は、下院に議席を有する政党の代表（各党1人）によって構成される。裁判官の任期は、真剣にかつ継続して職務を行なえるように十分に長くすることが必要であり、9年が適切な任期である。任期は1期のみとするが、これは憲法裁判所裁判官が、選出委員会や下院に影響を与えるか否か考慮することなく、独立して職務を行なうこととするためである⁽³⁵⁾。

同委員会の報告書も⁽³⁶⁾ほぼ同様の内容となっている。憲法裁判について、法律の制定その他の実施に関して国会の権限行使の審査者として憲法制度において重要な機関であり、したがって、現在のような政治機関であるよりも裁判所たる性質をもつべきである。このため、憲法裁判官組織を数の多すぎない適切な有資格者で構成されるように改め、職務上の委員は廃止する。憲法裁判官と国会とを連関させる規定がなければならないが、国会における憲法裁判官の承認との連関が政党の政治問題にならないようにする保護規定が必要である。任期を9年とするなど裁判官の独立を実際に保障するための規定が必要である。憲法裁判官は委員会ではなく裁判所であるので各裁判官は

個別意見を付与すべきである⁽³⁷⁾。

このような提案は、現在の憲法における憲法裁判所へと反映されているが、憲法制定過程が広い意味での政治過程である以上、こうした提案がそのままの形で実現したわけではないことは留意されるべきであろう。例えば、提案されていた個人への憲法裁判所への訴権は1997年憲法では認められなかつた。また、憲法起草議会における最初の素案では、憲法裁判所は国会が有識者から選出する15人の裁判官によって構成されるとされていた。しかしながら、従来の職務上の委員と同様の選出を求める主張が考慮され、職業裁判官のなかからも憲法裁判所裁判官を選出することになっている。

2. 憲法裁判所の組織

(1) 憲法裁判所の構成

まず第1に確認すべきことは、憲法裁判所は従来の「政治機関」ではなく、憲法上も「裁判所」として位置づけられていることである。憲法裁判所に関する規定は、第8章「裁判所」第2節「憲法裁判所」のなかにおかれている。タイ憲法においては、主権はタイ人民に由来し、国王が国会、内閣および裁判所を通じて行使し、裁判所は、国王の名において裁判を行なうと定められている。つまり、憲法裁判所の裁判官は国王によって任命され、憲法裁判所の裁定は国王の名によって行なわれるようになったことが、従来の憲法裁判委員会とは大きく異なる点である。

憲法裁判所は、長官および他の14人の裁判官によって構成される（第255条）。長官は裁判官の互選によって選出される（第255条②）。裁判官は、次に掲げる者のなかから、上院の助言に基づき、国王によって任命される（第255条①）。任命の勅命には上院議長が副署する（第255条③）。

(1)最高裁判所の裁判官で、「最高裁判所裁判官」以上の職にあり、最高裁判所の裁判官会議における秘密投票によって選出される者5人。

(2)最高行政裁判所の裁判官で、「最高行政裁判所裁判官」以上の職にあ

り、最高行政裁判所の裁判官会議における秘密投票によって選出される者2人。

(3)第257条の規定に従って選出される法律学の有識者5人。

(4)第257条の規定に従って選出される政治学の有識者3人。

(2) 有識者からの憲法裁判所裁判官の選出手続き

法律学および政治学の有識者の選出については憲法に詳細な規定がおかれていている。

① 資格要件・欠格事項

資格要件は次のように定められている(第256条)。

(1)出生によるタイ国籍

(2)年齢満45歳以上。

(3)大臣、選挙委員、国会オンブズマン、国家人権委員、国家汚職防止摘発委員もしくは会計検査委員となったことがあるか、または副検事総長、局長もしくは相当の職を下回らない職で公務に就いたことがあるか、または教授を下回らない職に在任したことがあること。

(4)第106条⁽³⁸⁾「選挙権行使の禁止事由」または第109条(1)~(7)、(13)もしくは(14)「下院議員選挙における被選挙権行使の禁止事由」⁽³⁹⁾に定める欠格事項に該当しないこと。

(5)下院議員、上院議員、政治公務員、地方議會議員または地方自治体首長ではないこと。

(6)就任前の3年の期間内に政党の党員もしくは役員となったことがないこと。

(7)選挙委員、国会オンブズマン、国家人権委員、行政裁判所裁判官、国家汚職防止摘発委員、会計検査委員ではないこと。

② 憲法裁判所裁判官選出委員会と上院の投票

有識者からの裁判官の選出のため、憲法によって憲法裁判所裁判官選出委員会が設置される。同委員会は、(1)最高裁判所長官、(2)すべての国立高等教

育機関の法学部長もしくはそれに相当する者で互選で残った4人、(3)すべての国立高等教育機関の政治学部長もしくは相当する者で互選により残った4人、(4)下院議員たる党員を有する政党の各政党1人の代表で互選により残った4人で構成される。この委員会は、法律学の有識者10人、政治学の有識者6人を選出し、名簿を作成し、指名された者の同意書とともに上院議長に提出する。これは、かかる職の選出が必要とする事由が生じた日から起算して30日以内に行なうものとする。かかる指名についての決議は、現有の委員総数の4分の3以上の票数がなければならない(第257条(1))。

上院議長は、提出された名簿から裁判官を選出するため上院を招集する。決議は、秘密投票による。上院の現有議員総数の半数以上の票を獲得し、法律学有識者については上位5人、政治学有識者については上位3人が裁判官に選出される。選出された者が上記の数に満たない場合には、第1回の投票で選出されなかった者についてもう一度投票を行なう。票数が同じ場合でかかる定員を超えるときは上院議長のくじ引きによって決定する(第257条(2))。

③ 上院議長の副署問題

憲法は、裁判官選出委員会が選出した者(法律学および政治学の有識者)についてのみ上院による審査および承認を定めており、最高裁判所、最高行政裁判所から選出された裁判官については明文の規定をおいていない。新憲法による経過措置として憲法裁判所としての任務を遂行した憲法裁判委員会は、上院は最高裁判所が裁判官会議で選出した者について承認するかどうか審査する権限をもたず、また同様の基準から、最高行政裁判所が裁判官会議で選出する裁判官についても上院は審査することができないと裁定した。この裁定直後にこの問題を検討するため上院に設置された小委員会はその報告書で上院がかかる権限を有すべきことを主張している。「国王は過ちを犯すことができない」(The King can do no wrong)、すなわち「国王は法的・政治的な責任を負う必要がない」とする憲法原則によれば、国王は自らその公務を行なうことはできない。機関または個人の助言に基づきその大権行使するならば、勅命に副署し、国王に代わって責任を負うべき者がなければならぬ

い。憲法裁判所の長官および裁判官の任命について助言する上院の権限についてあてはめれば、かかる任命は上院の行為であるという法的な帰結が生じるのであり、上院が国王に代わって責任を負うためには、かかる者を憲法裁判所の長官または裁判官に任命すべきとして国王に助言するのが適切であるかどうか決定する権限が与えられるべきである、とする。しかしながら、現在のところ、上院はかかる権限を認められていない⁽⁴⁰⁾。

(3) 憲法裁判所裁判官

① 欠格事由

憲法裁判所長官および裁判官の欠格事由は次のとおりである。

(1)常任または常給の公務員。

(2)国家機関、国営企業もしくは地方自治体の職員もしくは被用者、または国営企業もしくは国家機関の役員もしくは顧問。

(3)パートナシップ、会社、または利潤もしくは配当を目的として事業を行なう他の組織の役職、または他の者の被用者。

(4)その他自由業に従事。

これらの規定に該当する者が憲法裁判官に選出された場合には、かかる者は該当する職をやめ、またはかかる自由業に従事することをやめたと信ずるに足る証拠を提出したときに職務遂行を開始することができる。これらの行為は、上院または裁判官会議で憲法裁判所の裁判官に選出された日から起算して15日以内に行なわなければならない。この期間内に行なうことができない場合には、かかる者が裁判官に選出されなかった者と見なし、新たに裁判官の選出を行なう（第258条②）。第261条は、裁判官の欠員が生じたときの手続きを定める。

② 任期

憲法裁判所の長官および裁判官の任期は9年（任命された日から起算）で再任が認められない（第259条）。任期満了によって退任する場合、後任者が就任するまで職務を遂行する（第259条②）。

③ 退官事由

任期満了のほか、長官および裁判官は次の事由により退官する（第260条）。（1）死亡、（2）定年（満70歳）、（3）辞任、（4）第256条に定める資格要件の喪失または欠格事項への該当、（5）第258条の規定に違反する行為、（6）第307条の規定による上院の罷免決議、および（7）懲役刑を科す判決を受けたことである。

（4）憲法裁判所事務局

憲法裁判所事務局は、憲法裁判所事務局事務総裁を指揮監督者とし、法律の定めに従い、人事、予算その他の事務実施について中立とされる（第270条①、③）。事務総裁の任命は憲法裁判所の裁判官理事会の承認が必要とされる（第270条②）。詳細は、2000年憲法裁判所事務局法によって定められている。事務局は、憲法上の独立機関としての地位を有する行政機関であり、国家行政組織法上の局に相当する（同法第3条）。

3. 憲法裁判所の権限

1997年憲法では、憲法裁判所の権限は大きく増加し、権限に関する憲法規定が15カ条ならびに政党に関する憲法関連法（以下、政党法）に基づく政党解散命令がある。1991年憲法における憲法裁判委員会の権限が8種類であったのと比べると2倍に増えたことになる。

表2は、憲法裁判所の権限を表にまとめたものである。憲法裁判所の中核的な権限である違憲審査は、（1）第264条による具体的違憲審査（通常裁判所における事件に適用される法律の違憲審査）、と（2）第262条による法律案等の抽象的事前審査（国王による裁可前の法律案および憲法関連法案）の二つであるが、これに準じるものとして、（3）緊急勅令の違憲審査（第219条）、（4）オンブズマンによる法律等の違憲審査（第198条）の請求がある。議会での立法過程に関わる権限として、（5）官報公布前の議会の議事規則の違憲性審査（第

263条), (6)撤回された法律案と同一または類似する原則の有無に関する審査⁽⁴¹⁾ (第177条), (7)財政法案に関する議員の動議の審査⁽⁴²⁾ (第180条⑦), (8)憲法上の機関の権限に関する問題についての解釈 (第266条) がある。法令の違憲審査権以外の権限として, (9)国會議員および(10)大臣の資格要件の喪失または欠格事項の発生を理由とするその地位の終了の審査 (第96, 216条), (11)選挙委員の地位終了の審査 (第142条), (12)資産公開違反の審査 (第295条), (13)国王を元首とする民主制統治の転覆や憲法上の手続きによらない政権掌握行為を行なう政党の告発 (第63条), (14)政党の規約・決議の違憲審査 (第47条③), (15)党員除名等を内容とする政党決議の違憲性確認 (第118条(8)), (16)政党法上の政党解散命令がある。

従来の憲法裁判委員会の権限と比べて, (4)(7)(11)(12)(13)(14)(15)(16)はまったく新しい権限である。従来は憲法裁判委員会の権限とされていた裁判所間の管轄権の問題は憲法裁判所ではなく, 各裁判所の代表と有識者で構成される裁判所間権限職務裁定委員会の権限となっている。以下, 紙幅の都合から, 主要な権限についてのみ説明する。

(1) 法律案の合憲性審査 (第262条)

国会の承認を受けた法律案または憲法関連法案で首相が第93条に基づき当該法律案または憲法関連法律案を国王に上奏する前である場合, または第94条に定める法律案もしくは憲法関連法案で首相が再び上奏する前である場合において, 国会議員または首相は憲法裁判所に当該法律案 (または憲法関連法案) の合憲性審査を行なうことができる。

第1に, 通常の法律案については両院の現有議員総数の10分の1以上, 憲法関連法案については20人以上の下院議員, 上院議員または両院議員は, 当該法律案または憲法関連法案が憲法に違反しもしくは抵触し, または憲法の規定に従って正しく制定されなかったと認めるときは, 下院議長, 上院議長または国会議長に対して意見を提出する。かかる意見を受理した議長は, 審査のため当該意見を憲法裁判所に送付し, および首相に遅滞なく通告する

表2 タイの憲法裁判所の権限

対象、違憲判断の効果等	付託権者
第 262 条：法律案または憲法関連法律案が「憲法に違反しもしくは抵触」または「憲法の規定に従って正しく制定されなかつた」か否かの審査（抽象的審査）→全部（本質的部 分が違憲の場合）または一部の無効	(1) 各院議長（国会議員：①通常法律案：両院現有議員総数の 10 分の 1 以上、②憲法関連法案：20 人以上） (2) 首相
第 263 条：各院で承認され、かつ官報で公布されていない 下院、上院または国会の議事規則案の審査	第 262 条準用
第 264 条：裁判所が審理している事件につき適用されるべき法律の違憲性審査。違憲の場合、すべての事件に適用	裁判所（訴訟当事者の抗弁または職権）
第 198 条：法令、規則または公務員等の行為に関する合憲性の問題	国会オンブズマン
第 219 条：国会が承認する前の緊急勅令が第 218 条①の要件（国の安全、公共の安全、経済的安定、公共の危難の防止）を満たすか否か。満たさない場合→無効	各院議長（国会議員：各院の現有議員総数の 5 分の 1 以上）
第 177 条②：撤回された法律案等の原則と同一または類似の原則を有する法律案であるか否かの審査	各院議長
第 180 条③：歳出予算法律案等の審議において予算執行に議員等を直接・間接に巻き戻させる動議等の禁止	下院議員または上院議員（各院の現有議員総数の 10 分の 1 以上）
第 266 条：憲法上の諸機関の権限職務に関する問題	憲法上の機関
第 63 条：人または政党による「国王を元首とする民主制の転覆」または「憲法に定める手続きによらない統治権の掌握」のための権利自由の行使→当該行為の無効	かかる行為を知った私人
第 96 条：（資格要件の喪失、欠格事項への該当、禁止行為、罷免等を理由とする）国会議員の地位の終了	各院議長（国会議員：各院の現有議員総数の 10 分の 1 以上）
第 216 条：大臣たる地位の終了（第 96 条準用）	第 96 条準用
第 142 条：（資格要件の喪失、欠格事項への該当、兼業禁止への該当を理由とする）選挙委員たる地位の終了	国会議長（議員：両院の現有議員総数の 10 分の 1 以上）
第 295 条：資産公開について、故意の未提出または虚偽申告、隠蔽など違反行為の有無の審査。違反の認定→罷免および 5 年間の公職就任禁止	国家汚職防止取締委員会
第 47 条③：政党の決議・規則が「憲法に定める下院議員の地位および職務遂行に反すること」または「国王を元首とする民主制の基本原則に違反または抵触」→無効	所属下院議員、党員
第 118 条（8）：所属下院議員を除名する政党の決議が第 47 条③に該当するか否か。→他の政党への移籍が可能	当該下院議員
政党法：政党解散命令等	政党登記官

(出所) 筆者作成。

(第 262 条①(1), (2))。

第 2 に, 首相は, 当該法律案または憲法関連法律案が憲法に違反しもしくは矛盾し, または憲法の規定に従って正しく制定されなかつたと認めるときは, 審査のためかかる意見を憲法裁判所に送付し, ならびに下院議長および上院議長に遅滞なく通告する。

憲法裁判所による審査が行なわれている間, 首相は法律案または憲法関連法律案の公布手続きを停止する (第 262 条②)。憲法裁判所は, 当該法律案が憲法に違反しもしくは抵触し, または憲法の規定に従って正しく制定されなかつたと裁定した場合において, かかる内容が当該法律案の本質的部分であるときは, 当該法律案は廃案となる (第 262 条③)。そうでない場合には, 違反もしくは抵触する内容は廃止され, 首相は第 93 条または 94 条の規定に従って手続きを進める。

(2) 緊急勅令の合憲性審査

緊急勅令の要件は従来の憲法と同様に, (1)「国家の安全, 公衆の安全, 国家の経済的安定または公衆衛生を保全する利益のため, 緊急勅令を制定し法律と同様に適用することができる」(第 218 条①) こと。第 2 に, 緊急勅令の制定は, 内閣が迅速な「急を要する必要性があり回避できない緊急事態」(第 218 条②) であると内閣が認める場合である。緊急勅令が不承認となるのは下院が承認しない場合と, 下院が承認したが上院が承認しない場合で下院の議決が過半数を超えないときである。

違憲審査は, 憲法第 218 条第 1 項の場合のみ行なうことができる (憲法裁判所裁判 1/2541)。付託は, 各院の現有議員総数の 5 分の 1 以上の下院議員または上院議員が各院議長を通じて行なう。付託されると国会での審議は中止される。憲法裁判所の裁定は, 総裁判官数の 3 分の 2 以上の多数が必要である (第 219 条④)。違憲と裁定された場合, 当該緊急勅令は当初から効力がなかつたものとされる。

(3) 裁判所による付託（具体的審査）（第 264 条）

裁判所が、法律を事件に適用しようとする場合において、当該法律の規定が第 6 条【憲法の最高法規性】に反すると認めるときは、裁判所は職権でまたは当事者の主張により、当該事案を憲法裁判所に付託することができる。当該規定に関してすでに憲法裁判所の裁定があるときは訴えは請求ができない。憲法裁判所の裁定は、すべての事件に適用されるが、すでに終局した裁判所の判決に影響しない。

(4) オンブズマン制度と憲法裁判所（第 198 条）

国会オンブズマンは、法令、規則または第 197 条第 1 項に定める公務員等の行為に合憲性の問題があると認める場合には、当該事案をその意見とともに憲法裁判所または行政裁判所に付託する（第 198 条）。

ある法令等の審査が憲法裁判所と行政裁判所のいずれが行なうかという問題は、国会オンブズマンが付託した選挙委員会規則に関する事件において争点となった。この事件では 2000 年の上院議員選挙結果公表前の再選挙決定に関する選挙委員会規則（第 2 号）（2000 年 5 月 1 日付）の合憲性が問題とされた。憲法裁判所（24/2543, 2000 年 6 月 15 日）は、国会オンブズマンが憲法第 198 条に基づき提起した事案を行政裁判所が審査および裁定する権限は、政府の指揮または監督の下にある行政機関、国家機関、国営企業もしくは自治体、または国の係官を対象とするものであり、憲法によって設置された選挙委員会は政府の指揮または監督の下にある機関または国の係官ではなく、したがって、かかる選挙委員会規則の審査は憲法裁判所の権限となるとした⁽⁴³⁾。

1997 年憲法は、法律の合憲性の審査について私人による直接の付託を認めず、裁判所における具体的事件の当事者に裁判所を通じた付託を認めるにすぎない。外国の立法例ではかかる権利を私人に認める事例（例えばドイツの憲法異議）もあり、すでに見たように政治改革において提案があったが採用されなかった。

現行法においても、私人が国会オンブズマンに対する申立てを通じて、憲法裁判所に審査を求めることがあり得る⁽⁴⁴⁾。

4. 憲法裁判所の手続き、裁定の効力

憲法裁判所の審理手続は憲法裁判所の裁判官理事会の全会一致の決議により定め、官報に公布されるものとする（第269条）。審理手続は、少なくとも（1）審理の公開、（2）裁定前に当事者に意見表明の機会の付与、（3）当事者に自己に関する文書の閲覧の権利を付与すること、（4）憲法裁判所裁判官の忌避の機会を当事者に与えること、（5）裁定または命令に理由を付すこと、を確保するための担保措置がなければならない（第269条②）。審理手続の詳細は、1998年憲法裁判所審理手続規則に定められている。

憲法裁判所の裁定は確定的であり、国会、内閣、裁判所および他の国家機関を拘束する（第268条）。

5. 憲法裁判所の現状と展望

（1）事件統計から見る活動状況

憲法裁判所は1998年から活動を開始したが、行政裁判所の設置が遅れたことから、2000年までは最高行政裁判所選出の裁判官（2人）がいない13人で活動を行なった⁽⁴⁵⁾。

表3は、1998年から2002年末までの憲法裁判所の裁定ベースでの事件数を手続きごとに集計したものである。4年あまりの期間で167件の裁定が出ている。内訳を見ると、46件（28%）は政党に関する憲法関連法（以下、政党法と略す）の政党の解散命令に関する事件である⁽⁴⁶⁾。事件は争いのない手続き上のものが大半である。憲法裁判官のなかには判決のなかでこれら事件を憲法裁判所の管轄とすることを疑問視する意見もある。

憲法を実施する過程で規定の意味内容を確定する必要が多く、権限に関する

る第 266 条に基づく事件は 27 件になっている。そのうち 2 件では違憲として無効が宣言された。一つは、選挙委員会が上院議員候補者の資格要件についての決議で、経過規定で在職している下院議員が上院議員選挙に立候補できるとしたものを憲法第 319 条に違反して無効であるとした (51-52/2542)。また、選挙委員の任命を無効としたものである (38/2545)。

法律案の抽象的審査事件は 10 件、通常裁判所から付託された具体的審査事件は 51 件、オンブズマン付託事件 3 件、緊急勅令事件 1 件となっている。

資産公開等に関する事件が 10 件で、議員または大臣たる地位喪失の確認事件は 3 件となっている。政党の除名決議に関する事件が二つある⁽⁴⁷⁾。

法令等についての違憲判決は現在のところ 2 件にとどまる。オンブズマンの付託による選挙委員会決議の違憲を宣言した事件 (24/2543) と上院議員、下院議員による協同組合法案、労働関係法案が憲法の定めに従って正しく制定されなかつたとして無効とされた事件である (13-14/2541)。

違憲無効の決定はまだ 4 件にとどまっているが、その内容も立法手続きや選挙委員会など選挙制度に関するものが多い。

裁判所から付託される具体的審査事件の件数は多いが、刑事事件のほか少

表 3 憲法裁

		政党関係				法律				
		政党法		第 118 条 政党 決議	第 264 条(裁判所付託)具体的審査				控訴 裁	最高 裁
		解散	設立 不許		第一審 通常	専門				
合計	合計	その他	合併							
1998	15				5				1	
1999	27	4		1	9					
2000	36	4		1	9					
2001	37	16	1		7	3	1	1		
2002	52	18	1		16	1		1	1	1
合計	167	42	3	1	2	46	4	1	3	1

(注) 裁定ベース。第 264 条については付託した裁判所別。第 218 条、第 262 条について
(出所) 筆者作成。

なくない割合の事件が、経済危機後の金融機関の閉鎖命令や国有化に関する紛争に關係するもので財産権保障等の規定が援用されているが、違憲判断を示したものはない。

資産公開違反事件も選挙が行なわれた2000年、2001年以後に増加している。2001年8月のタクシン首相の資産公開虚偽申告事件で無罪判決が出たことで批判されたが、その他の事件においては第295条義務違反が認定され、失職か5年間の公職への就任が禁止されている。タクシン事件を除けば有力政治家などの違反認定によって資産公開制度の実効性を高めてきたと言えるであろう。

(2) 経済危機後の諸改革をめぐる事件の概観

憲法裁判所における法律案の抽象的審査手続は、議会の少数派が法案の見直しを求めるチャネルを提供するものである。タイにおいても憲法裁判所の活動が、政治過程に影響を与えていくと考えられる。ここでは、経済危機後の諸改革に対し反対する野党、上院議員グループが提起した事件を中心に、政治過程と憲法裁判所の關係を概観してみる。

判所の事件数の推移

等の合憲性審査							汚職防止等			第266条 権限		
第198条 オンブズマン	抽象的審査						第295条 資産 公開	地位喪失		第266条 権限		
	第262条(法律案)			第218条(緊急勅令)				第216条 大臣	第96条 議員			
	両院	上院	下院	両院	上院	下院						
1	1	2	2			1	7	1	1	6		
2		3	1				3	1		7		
1		1					9			9		
4	1	6	3	0	0	1	19	2	1	22		

では申立てを行なった議員の所属別。

1997年10月11日公布された1997年憲法は、同年7月に始まったバーツの下落が続いている時期であった。憲法制定時のチャワリット内閣は経済危機への対応の責任をとって退陣し、97年11月に民主党のチュワンを首班とする連立政権が成立し、1997年憲法の実施と経済再建のための政策を同時に実施することとなった。この時期の政治状況は、憲法の経過規定により憲法制定当時の下院議員、上院議員が任期満了までその職にとどまることとなった。下院では与党と野党の勢力は拮抗していた。上院議員は、バンハーン政権時代の95年に任命され、国外からの圧力による制度改革に反対の立場をとる議員も多く、なかには経済危機によって自分のビジネスに影響を受けた者もいたと言われた。政府は、経済再建と中長期的な経済構造改革のため多くの制度改革に着手した。危機直後には緊急勅令による金融制度改革が行なわれたほか、IMFのコンディショナリティとされた破産法改正など経済再建11法案が提出された。こうした法案は、国会で多くの修正が加えられるなどの抵抗を受けたほか、国会で可決された後も憲法裁判所に違憲審査を求める事例が多くみられた。

諸改革をめぐる最初の事件は、政府が1997年に制定した経済再建のための四つの緊急勅令について下院議員90人が提起した違憲訴訟であった。この事件で、憲法裁判所は、各緊急勅令に附記された制定趣旨等を検討した上で、これらの緊急勅令が憲法第218条第1項に反しないと裁定した。これは憲法裁判所が裁定を下した最初の事件であった。

憲法第262条に基づく法律案等の抽象的審査手続もこうした制度改革をめぐる対立のなかで活用された。チュワン政権期における抽象的審査事件は6件で、そのうちIMFに関連するのは2件であった。いずれの事件においても、憲法裁判所は合憲の判断を下し、野党または上院議員の主張を認めなかった。例えば、破産法案に関する事件では、下院議員112人は、憲法裁判所に破産法改正案の合憲性の審査を求めたが、その主張は、破産法改正案が外国との交渉条件に従って提案されたものであり、通常の自発的に提案されたものではないと主張した。憲法裁判所は、こうした内容については立ち入ら

す、制定手続が憲法に従って行なわれたと認定したほか、条約の承認に関する第224条の規定は国会における法律の制定に適用されるものではないとし、請求を棄却した⁽⁴⁸⁾。

憲法第266条による憲法上の権限の解釈に関する手続きもIMF関連措置に対する反対の場として用いられた。政府がIMFとの間に取り交わした趣意書(Letters of Intent)は国会の承認が必要な条約であるにもかかわらず、国会の承認を得ていないことを理由として、野党が上院に罷免決議を求めた事例では、先決問題として趣意書が条約に該当するかが第266条に基づき審査された。憲法裁判所は、趣意書が条約に該当しないという判断を示した。

憲法裁判所の初期の判例における野党側あるいは上院議員グループの申立ては法的な観点からみて説得力の乏しい主張が多く、むしろ憲法裁判所への提訴という事実によって政府への信頼を低下させるという戦略をとったものが多いと考えられる。

法律案の抽象的審査は、法律案の合憲性を担保するという役割をもつていいが、実際の政治過程においては、議会内での政府・与党と野党との政治的な対立関係が憲法訴訟という形で継続していくことがみられる。こうした現象を濫用とみることも可能であるが、むしろ政治的な対立を背景とする法的論点に憲法裁判所が適宜に判断を示すことで、政治過程を整序する機能があるとみることができるであろう。例えば、IMFとの趣意書が条約にあたるかどうかという争点は、IMFの監督下での制度改革に反対の立場をとる上院議員や野党議員によって提起された問題であるが、憲法裁判所が最終的な判断を示すことで、そうした主張のもつ政治的アピールとしての意義は急速に失われ、政治はまた別の問題へとその焦点を移行させていくと考えられる。従来の開発途上国における未成熟な議会政治が政府と野党との出口のない政治的駆引きに埋没していったことを考慮するならば、政治的な停滞の回避と、議会政治の安定に憲法裁判所の重要な役割を見い出すことができるようと思われる。開発途上国の民主化過程における制度設計においては、合憲性統制という本来の機能に加えて、憲法裁判所のこの側面にも焦点があたられるべ

きであろう。

(3) 人権分野における憲法裁判所の役割

欧州諸国における憲法裁判所は、人権保障の分野において重要な役割を果たしているが、人権保障分野でのタイの憲法裁判所の役割はまだ見えてこないよう思われる。一つには、十分な数の人権関係訴訟がまだ提起されていないためである。タイでは、政府や行政に対して訴訟を提起するということがこれまで難しかった。1997年憲法は、国家機関等の行為による国民の被害を救済するため、行政裁判所、国家人権委員会、国会オンブズマンなどのメカニズムを作っている。これらの機関の活動が沈潜している人権侵害事件を掘り起こすことができるか否かが、憲法裁判レベルで人権問題が議論されるための条件となると考えられる。

本稿では十分に検討できなかったが、政治改革における諸報告書では私人に憲法裁判所に直接に訴えを提起することを認める提案がなされているながら、今回の憲法制定では採用されなかった。

国民が国会オンブズマンを通じて憲法訴訟の提起する可能性はあると考えられるが、国会オンブズマンの提起した憲法訴訟はこれまで3件であるが、人権条項に関するものはまだない。国会オンブズマンは行政と国民との問題の発生を視野に入れたため、現在の2人のオンブズマンは官僚出身となっている。

最後に、タイにおける憲法裁判はこれまでの蓄積が十分でないため、裁判所側も訴えを提起する側もまだ模索の状態にあると言えよう。今後は憲法裁判所が示した「選択」が、十分に説得的なものであるかどうか、アモン教授が憲法裁判委員会に関して示したように、根拠づけや論理といった部分に注目していくことも必要になるであろう⁽⁴⁹⁾。

注(1) L・ファヴォル（山元一訳）『憲法裁判所』敬文堂、1999年；和田英夫

『大陸型違憲審査制（増補版）』有斐閣、1994年；樋口陽一『比較憲法』青林書院、1992年。

- (2) 憲法裁判所をおく主な国は次のとおり。オーストリア、ドイツ、イタリア、フランス、スペイン、ポルトガル、ベルギー。また、旧ソ連・東欧諸国では、アルバニア、アルメニア、ブルガリア、クロアチア、ハンガリー、リトアニア、マケドニア、ポーランド、チェコ、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、ユーゴスラヴィアなどがある。その他の地域では、マダガスカル、南アフリカ、エジプト、ベナン、ガボン、ペルーがある（ファヴォルー、前掲書、卷末資料より）。
- (3) 韓国の憲法裁判所については、例えば、Constitutional Court of Korea, *The Ten Years of the Constitutional Court of Korea*. (2001)
<http://www.ccourt.go.kr/english/First10years.html> (2003年2月1日現在)。
 韓国憲法裁判所（徐元宇他訳）『韓国憲法裁判所10年史』信山社、2000年参照。
- (4) モンゴルの裁判制度については、蓑輪靖博「モンゴルの司法制度・司法改革」（小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所、2002年）11-35ページ参照。
- (5) カンボジアの憲法院については、四本健二『カンボジア憲法論』勁草書房、1999年、173-175ページ参照。
- (6) スハルト退陣後のインドネシアの憲法改正については、川村晃一「1945年憲法の政治学」（佐藤百合編『民主化時代のインドネシア 政治経済変動と制度改革』アジア経済研究所、2002年）33-86ページ。
- (7) ファヴォルー、前掲書、1ページ。
- (8) 同上書、18-25ページ。
- (9) 歐州型の憲法裁判所が生まれた理由の一つに裁判制度が多元的で複数の裁判所系統に分かれていたことがあった。アジア諸国などにおける憲法裁判所の導入については裁判所の多元性は必ずしも前提条件となっていない。ただし、タイの場合は1997年憲法により行政裁判所が導入され、多元的な裁判制度へと移行した。
- (10) ファヴォルー、前掲書、55-56ページ。
- (11) 同上書、99-100ページ。
- (12) タイでは1997年憲法で創設された選挙委員会がこの機能を果たす。
- (13) タイでは、従来の憲法でこの権限を憲法裁判委員会に与えたものもあったが、1997年憲法では裁判所間の管轄権の抵触問題は、各裁判所の代表等で構成する裁判所権限職務裁判委員会による。
- (14) 1997年憲法においては上院が弾劾裁判所となる。資産公開に関する違反事件は憲法裁判所において審査される。有罪が認定されると当該公職から失

職し、5年間の公職就任が禁止される。

- (15) タイの憲法裁判所については、バンジュート・シンカネート『憲法裁判所に関する一般知識』(Bangkok : Winyouchon Publication House, 2001) [タイ語] (Banjerd Sinkhanes, *Khwaamruu thuapai kiawkap saan ratthathammanuun*)。また、憲法裁判所事務局から『憲法裁判所雑誌』(Waarasaan saan ratthathammanuun) が出版されている。
- (16) 裁定ベース。通常は争いのない政党法上の事件 46 件を除くと実質的な憲法裁判事件は 121 件である。
- (17) 同事件については、本書第 5 章（大友論文）が詳しく取り上げているので、重複を避けるため本章では検討を行っていない。
- (18) 英訳では Constitutional Commission や Constitutional Tribunal がよく用いられるが、本稿ではタイ語の「カナ・トラカーン・ラッタタンマヌーン」の訳として「憲法裁判委員会」を用いることとする。なお、通常裁判所の裁判官が「パー・ピパークサー」であるのに対して、憲法裁判所および憲法裁判委員会では「トラカーン」が用いられている。「トラカーン」は、裁判官のほか、「裁判・司法」という意味でも用いられる。
- (19) 憲法裁判委員会については、ソムキット・ルートパイトゥーン『憲法裁判』(バンコク : Nititham Publishing House, 1993 年) [タイ語] (Somkhit Lertpaithun, *Tulaakaan ratthathammanuun*) ; バンジュート、前掲書, 113-136 ページ。
- (20) ソムキット、前掲書, 10-12 ページ；バンジュート、前掲書, 124-128 ページ。
- (21) 1932 年憲法第 14 条「法律の適用の下において、人は身体、財産、表現、広告、教育研修、公開の集会、結社、職業について完全な自由を有する」。
- (22) 判決文には特に明記されていないが、この判決はアメリカの違憲審査制のリーディング・ケースとなったマーヴェリー対マディソン事件に影響を受けたと考えられている。
- (23) 1946 年の第 4 共和制憲法で採用。共和国大統領（議長）、国民議会および共和国参事院の議長、国民議会選出の 7 人、共和国参事会選出の 3 人で構成。国民議会によって可決された法律が憲法の改正を含むか否かについて決定。憲法委員会は、ある法案が法律になるためには憲法改正に必要な多数を要することの注意を喚起するにとどまり、法律を違憲として排除することはできない。和田、前掲書, 38-40 ページ。
- (24) 韓国も権威主義政治の下で憲法が頻繁に改正された国であるが、憲法裁判機関は、次の三つの形態がみられた。憲法委員会（第 1、第 4、第 5 共和制）、司法裁判所（第 3 共和制）、憲法裁判所（第 2、第 6 共和制（現在））。権威主義体制では憲法委員会が採用されることが多かったが、大統領、上院、最

高裁が各3人の委員を任命する9人で構成された。委員会の権限は、具体的な規範統制に限定された上、付託権者の裁判所がその活用に消極的であったため、あまり効果をあげなかつた。前掲『韓国憲法の50年』。

- (25) バンジュート、前掲書、114ページ。
- (26) 「サパー・プーテンラーサドーン」(人民代表議会〔院〕)は通常「下院」と訳されているが、1932年憲法などの一院制議会を意味する場合には人民代表議会と訳すこととする。
- (27) 現在の最高検察(日本の検察庁に相当)は1991年まで内務省検察局とされ、検察局長が検察官のトップであった。
- (28) 1978年憲法審議記録、349-359ページ。
- (29) 従来の司法裁判所、軍事裁判所のほかに、労働、行政、社会その他の裁判所の設置を予定していたが、同憲法は1976年のクーデタで廃止された。その後79年に設置された労働裁判所は司法裁判所に帰属し、権限問題は中央労働裁判所主席裁判官の裁定によって処理された。
- (30) バンジュート、前掲書、134ページ。
- (31) 1951年1月4日裁定(2件)、51年1月28日裁定、58年2月18日裁定、70年1月5日裁定。1970年以前に限られている。バンジュート、前掲書、134-135ページ。
- (32) 同上書、129-136ページ。
- (33) アモン・ジャンタラソンブーン「憲法裁判委員会裁定の分析(1992年(悲しみの)5月事件における恩赦緊急勅令の場合)」『ラピサー』特別号、1996年。これは、タマサート大学学生会発行の雑誌『ラピサー』(Raphisaan)の特集号「恩赦勅令:憲法裁判委員会裁定論議の検討」(Bot vikhrovijaan khamvinitchai khong khanatulakaanratthathammanuun phrar-aachakamnot nirathootsakam)であり、同事件の関連資料が集められている。
- (34) こうした間違いが生じた理由は、それ以前の憲法では第1項と2項が一つの条文になっていたためであった。1991年憲法の起草者は、議員による意見の提出を第172条第1項に限定することを意図したのである。アモン、前掲論文、53ページ。
- (35) カモンチャイ・ラッタナサカーウォン『憲法裁判所及び憲法事件訴訟法』(Bangkok: Thai Research Fund, 1995) [タイ語] (Kamonchai Rattanasakawong, *Saan ratthathammanuun lae vithi phijaranaa khadi ratthathammanuun*)
- (36) 民主主義発展委員会『政治改革における思考枠組み提案』(Bangkok: Thai Research Fund, 1995) 41-42ページ。[タイ語] (Khanakkammakaan Patta-naprachaatipatai, *Kho saneu kroob khwaamkhit nai kaanpatiruup kaanmuang*)
- (37) バンハーン政権で政府に設置された政治改革委員会の提出した政治発展計画においても、「中立で迅速かつ効率的な憲法解釈および法律上の違背につ

いて裁判する憲法解釈機関の設置」を掲げ、また、私人、団体が憲法裁判所の管轄権内の事項について提訴できるようにすべきことを提案した。

- (38) 第 106 条 投票日において次に掲げる性質を有する者は、選挙権の行使を禁止される者とする。
 - (1)心身喪失又は心身耗弱
 - (2)比丘、沙弥、苦行者又は修道者
 - (3)適法な裁判所の令状又は命令によって勾留されていること
 - (4)選挙権を停止されている期間中であること
- (39) 下院議員の被選挙権の行使を禁止される者（第 109 条）：(1)薬物常習者、(2)破産者（裁判所が破産廃止を決定していない者）、(3) [略]、(4)裁判所の懲役判決を受け、裁判所の令状によって収監されている者、(5)2 年以上の懲役刑を宣告する裁判所の判決を受けたことがあり、刑を終了してから投票日において 5 年が経過していない者。但し、過失によって犯した犯罪を除く、(6)職務に対する不正により、又は公務員としての不正及び不誠実な行為を行なったことにより、公務、国家機関又は国営企業を解雇され、罷免され又は退職したことがある者、(7)異常な富裕又は異常な資産増加を理由として、財産を国に没収する裁判所の判決又は命令を受けたことがあること。(8)～(12) [略]、(13)第 295 条の規定により政治職への就任を禁止されている期間内であること、(14)第 307 条の上院による罷免決議を受けたことがあること、上院が決議した日から起算して投票日までに 5 年間の期間が満了していないこと。
- (40) ノッパドン・ヘーンジャルーン「現行憲法における憲法裁判所」(Nopadol Hengjaruen, Saan ratthathammanuun taam ratthathammanuun chabap pacuban)（憲法裁判所事務局『タイ憲法裁判所：過去、現在、未来』(Saan ratthathammanuun: adiit pacuban anakhot) [タイ語] 33-34 ページ）。
- (41) 憲法第 175 条により、法律案等につき下院と上院で議決が異なる場合に両院合同委員会で審議が行なわれる。合意にいたらない場合には当該法律案は撤回され 180 日間経過するまで再提出を行なうことができない。また、撤回された法律案と同一または類似の法律案を内閣または下院議員が期間内に提出することも禁じられる（第 177 条）。ただし、財政法案については再提出が認められる。
- (42) 年次予算案、補正予算案および予算移転案に関する下院および委員会の審議において、国会議員または委員を予算執行に関与させるような動議その他行為は禁止される（第 180 条⑥）。
- (43) ノッパドン、前掲論文、38-39 ページ。
- (44) 同上論文、41-42 ページ。
- (45) 公法の専門家である行政裁判所裁判官がいない状況が憲法裁判所の活動に影響を与えたかは明らかではないが、憲法裁判所の初期の裁定を検討する場

合には留意しておくべきであろう。

- (46) 政党法第29条は、政党登記官が政党設立通知書を受領した日から180日以内に、5000人以上の党员をもち、各管区に一つの支部をおかなければならぬ。この条件を満たすことができない場合には、政党法第65条により政党登記官の請求に基づき憲法裁判所が政党解散を命令する。
- (47) 例えば、憲法裁判所裁定1/2541は、1997年の首班指名において党議に反してチュアン・リークパイ（民主党）を信任したプラチャーコーン・タイ党的12名の下院議員が、除名決議を受けた事件である。この事件で、憲法裁判所は、サマック党首が除名決議に有利な役員変更を行なったことや、同決議が法律の定める条件を満たしていないことを認定した。憲法第149条により下院議員は「タイ人民の代表」としてタイ人の共通利益のために誠実に執務しなければならず、かかる執務の遂行を妨げる政党の決議は、第47条第3項に該当するとした。また、後段についても、同党的下院議員18人のうち、14人の意見による信任投票の変更を認めないような決議は民主主義原則に反すると認定した。なお、この判決によって当該決議に基づき除名された議員は他の政党への移籍が認められた。
- (48) 官報（法令篇）116巻37号、1999年5月12日。
- (49) 本稿では利用できなかつたが、判例分析を行なうものとして次の文献が出されている。ウイラット・ウイラットニパーワン他『憲法裁判所における裁判所及び裁判官の裁定に関する分析』(Bangkok : Nititham Publishing, 2002) [タイ語] (Virat Viratniphawan, Kaanvikhro khamvinichai khong saan lea tulaakaan saan ratthathammanuun.)。